

安芸市人事行政の運営等の状況

令和元年12月

安芸市

- 第 1 章 職員の任用等の状況
 - 1 任用の状況
 - (1) 採用者数
 - (2) 退職者数
 - (3) 再任用者数
- 第 2 章 職員の給与・定員管理等の状況
 - 1 総括
 - (1) 人件費の状況
 - (2) 職員給与費の状況
 - (3) ラスパイレス指数の状況
 - (4) 給与改定の状況
 - ① 月例給
 - ② 特別給
 - (5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について
 - (6) 特記事項
 - 2 職員の平均給与月額、初任給等の状況
 - (1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況
 - ① 一般行政職
 - ② 技能労務職
 - (2) 職員の初任給の状況
 - (3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況
 - 3 一般行政職の級別職員数等の状況
 - (1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況
 - (2) 等級及び職制上の段階ごとの職員数
 - (3) 昇給への勤務成績の反映状況
 - 4 職員手当の状況
 - (1) 期末手当・勤勉手当
 - 勤勉手当への勤務成績の反映状況（一般行政職）
 - (2) 退職手当
 - (3) 特殊勤務手当
 - (4) 時間外・休日勤務手当
 - (5) その他の手当
 - 5 特別職の報酬等の状況
 - 6 職員数の状況
 - (1) 部門数職員数の状況と主な増減理由
 - (2) 年齢別職員構成の状況
 - (3) 職員数の推移
 - 7 公営企業職員の状況
 - (1) 水道事業
 - ① 職員給与費の状況
 - ② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況
 - ③ 職員手当の状況

- 第3章 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況
 - 1 勤務時間
 - (1) 勤務時間
 - (2) 週休日及び休日
 - 2 休暇
 - (1) 年次有給休暇
 - (2) 病気休暇
 - (3) 特別休暇
 - (4) 介護休暇
 - (5) 介護時間
 - (6) 組合休暇
 - 3 育児休業等
 - (1) 育児休業
 - (2) 育児短時間勤務
 - (3) 部分休業
 - (4) 配偶者同行休業
 - 4 職員のサービスの状況
 - (1) 年次休暇の取得状況
 - (2) 育児休業・部分休業・介護休暇の取得状況
 - ① 育児休業
 - ② 部分休業
 - ③ 介護休暇
 - (3) 営利企業従事許可の状況
 - 5 職員の分限及び懲戒処分の状況
 - (1) 分限処分
 - (2) 懲戒処分
 - 6 職員の研修の状況
 - (1) 研修の状況
 - 7 職員の福祉の状況
 - (1) 労働安全衛生管理体制
 - (2) 健康診断の実施状況
 - (3) 互助会制度
 - (4) 公務災害の発生状況
 - 8 職員の利益の保護の状況
 - (1) 勤務条件に関する措置の要求の状況
 - (2) 不利益処分に関する不服申し立ての状況
 - 9 職員の退職管理に関する状況

第1章 職員の任用等の状況

1 任用の状況

(1) 採用者数

平成31年度に新たに採用された職員の状況は、次のとおりです。

区 分	事務職	土木	保健師	保育士	消防職	計
男性	5	1	0	1	4	11
女性	1	0	0	3	0	4
計	6	1	0	4	4	15

(注) 採用者数は、一般職に属する職員。臨時的任用職員、短時間勤務職員、非常勤職員、割愛採用職員（国等との人事交流に伴う採用）を除く。

(2) 退職者数

平成30年度に退職した職員の状況は、次のとおりです。

区 分	定年退職	勤務延長 後の退職	勸奨退職	自己都合 退職	その他	合 計
平成30年度 退職者数	7	0	2	5	0	14

(注) 退職者数は、一般職に属する職員。臨時的任用職員、短時間勤務職員、非常勤職員、割愛採用職員を除く。

(3) 再任用者数（平成31年4月1日現在）

再任用職員の状況は、次のとおりです。

職種区分	職員数
事務職	3
技能労務職	0
合 計	3

第2章 職員の給与・定員管理等の状況

1 総 括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (平成31年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B/A	(参 考) 29年度の人件費率
30年度	人 17,426	千円 13,167,227	千円 202,834	千円 1,982,416	% 15.1	% 16.4

(注) 1 人件費とは、職員及び市長などの特別職、議員に支給される給与・報酬等のほか、退職手当、地方職員共済組合への負担金などである。

2 特別職とは、市長・副市長・教育長。

3 普通会計には、上水道事業・国民健康保険事業・介護保険事業などを含まない。

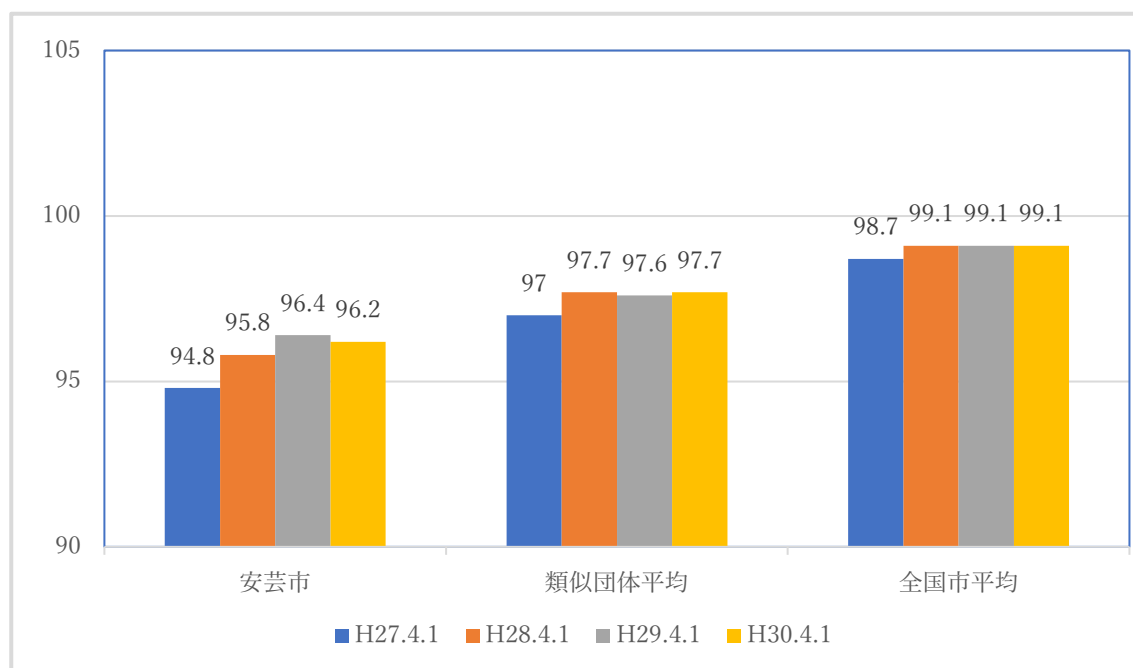
(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 類似団体平 均一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
30年度	人 250	千円 832,382	千円 155,585	千円 331,076	千円 1,319,043	千円 5,276	千円 5,863

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数は、平成30年4月1日現在の人数である。

3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

※ 平成30年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み。

(4) 給与改定の状況

①月例給

区 分	人事院の勧告				給与改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A - B	勧告 (改定率)	
30年度	円 411,595	円 410,940	円 655 (0.16%)	% 0.20	% 0.20

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事院勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

②特別給（期末・勤勉手当）

区 分	人事院の勧告				年間支給 月 数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A - B	勧告 (改定月数)	
30年度	月 4.46	月 4.40	月 0.06	月 0.05	月 4.45

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[実施]

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由））

（給料表の改定実施時期）平成29年4月1日

（内容）一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均1.04%引下げ。最も高い見直し率4.12%引下げ。激変緩和のため、3年間（令和2年3月31日まで）の経過措置（現給保障）を実施。

他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

②地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

（支給割合）見直し後の国基準を適用。

（実施時期）平成29年4月1日より実施。（平成29年度より安芸市職員を東京23区内へ派遣。同派遣職員1名に対応。）

(参考)

	平成27年度の支給割合		平成28年度の支給割合	平成29年度の支給割合	平成30年度の支給割合
	4月1日時点	遡及改定後			
国基準による支給割合	18%	18.5%	20%	20%	20%
安芸市の支給割合	支給なし	支給なし	支給なし	20%	20%

③その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当について、国と同様の制度を創設。(平成27年4月1日実施)

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成31年4月1日現在)

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
安芸市	41.4歳	301,000円	355,400円	321,746円
高知県	42.9歳	318,538円	386,070円	339,945円
国 (H30.4.1時点)	43.5歳	329,845円	—円	410,940円
類似団体 (H30.4.1時点)	42.3歳	316,612円	371,978円	343,315円

②技能労務職

区分	公務員				
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額(A)	平均給与月額 (国比較ベース)
安芸市	50.6歳	21人	334,900円	358,919円	342,414円
うち学校用務員	50.3歳	3人	337,600円	351,400円	342,600円
うち清掃職員	44.6歳	3人	313,800円	367,434円	325,467円
うちその他	51.9歳	15人	338,600円	358,787円	345,807円
高知県	58.0歳	31人	292,291円	320,823円	302,958円
国 (H30.4.1時点)	50.7歳	2,553人	286,817円	—円	328,637円
類似団体 (H30.4.1時点)	51.1歳	17人	317,101円	343,418円	330,171円
区分	民間			参考 A/B	
	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額(B)		
安芸市	—	—歳	—円	—	
うち学校用務員	用務員	55.6歳	207,200円	1.70	
うち清掃職員	—	—歳	—円	—	
うちその他	—	—歳	—円	—	

区 分	参 考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員（C）	民間（D）	C/D
安芸市	－円	－円	－
うち学校用務員	5,212,128円	2,808,700円	1.86
うち清掃職員	－円	－円	－
うちその他	－円	－円	－

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。（平成27年～29年の3ヶ年平均）

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員（C）」及び「民間（D）」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

（注）1 「平均給料月額」とは、平成31年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。ただし、国及び類似団体は未公表のため平成30年4月1日現在。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

(2) 職員の初任給の状況（平成31年4月1日現在）

区 分		安 芸 市	高 知 県	国
一般行政職	大 学 卒	170,100円	184,900円	総合職 194,000円 一般職 180,700円
	高 校 卒	148,600円	150,800円	148,600円
技能労務職	高 校 卒	146,000円	153,000円	(技能職員) 146,000円
	中 学 卒	138,000円	139,400円	(技能職員) 138,000円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成31年4月1日現在）

区 分		経験年数10年以上 15年未満	経験年数15年以上 20年未満	経験年数20年以上 25年未満
一般行政職	大 学 卒	256,612円	305,950円	340,970円
	高 校 卒	224,850円	268,420円	309,967円
技能労務職	高 校 卒	－円	－円	－円
	中 学 卒	－円	－円	－円

（注）1 経験年数とは、採用前に民間企業などに勤務した期間がある場合は、その期間を換算し、採用後の勤務期間に加算した年数であるが、学校卒業後直ちに採用された場合は、採用後の年数であ

る。

- 2 総務省が定める公表様式による階層区分は、経験年数が10年・15年・20年であるが、それぞれ該当者が少数のため、近似の5年範囲の平均数値を記載。また、数値を記載していない欄は、該当者がいないため記載していないもの。

3 一般行政職の級別職員数等の状況

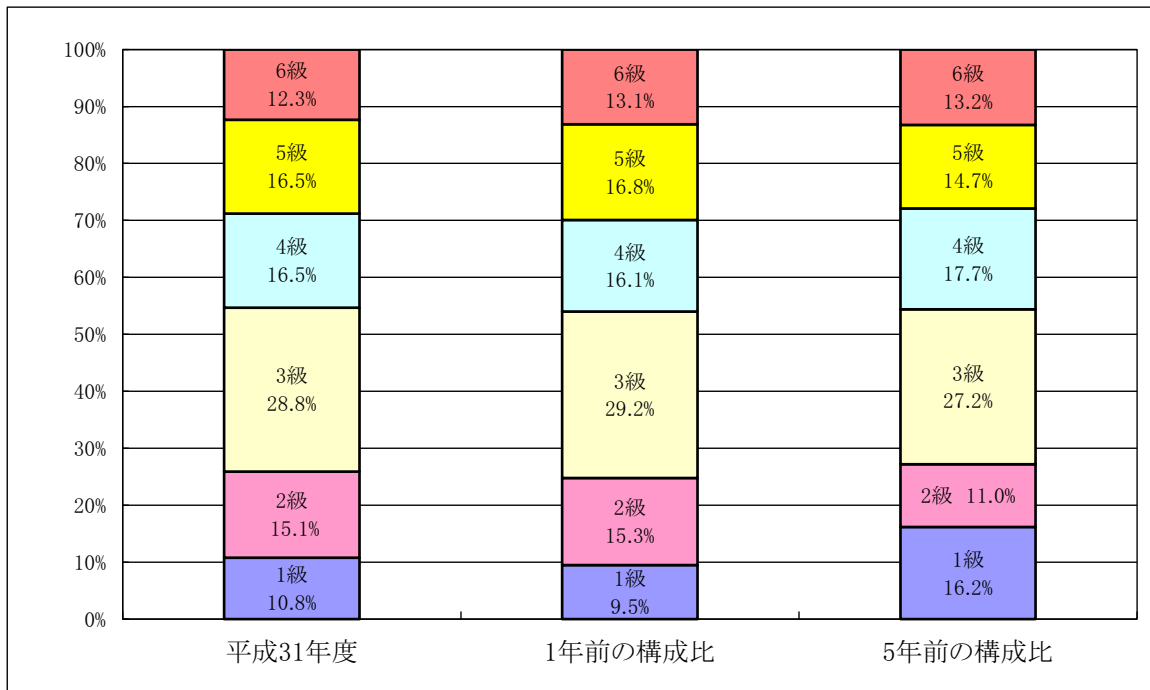
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（平成31年4月1日現在：総数139人）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	主事及び技師の職務	15人	10.8%	144,100円	247,600円
2級	主査及び技査の職務	21人	15.1%	194,000円	304,200円
3級	主幹及び技幹の職務	40人	28.8%	230,000円	350,000円
4級	困難な業務を分掌する係長、主任、所長及び市民館長の職務	23人	16.5%	263,000円	381,000円
5級	課長補佐、自動車道推進室長、図書館長、女性の家館長、少年育成センター所長、議会事務局次長及び農業委員会事務局次長の職務	23人	16.5%	288,900円	393,000円
6級	参事、会計管理者、課長、福祉事務所長、教育委員会事務局の教育次長及び課長、議会事務局長、選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長及び農業委員会事務局長の職務	17人	12.3%	319,200円	410,200円

- (注) 1 安芸市一般職の職員の給与に関する条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。

○ 級別職員数の構成比率の推移

	1級	2級	3級	4級	5級	6級
平成31年度	10.8%	15.1%	28.8%	16.5%	16.5%	12.3%
1年前 (H30)	9.5%	15.3%	29.2%	16.1%	16.8%	13.1%
5年前 (H26)	16.2%	11.0%	27.2%	17.7%	14.7%	13.2%



(2) 等級及び職制上の段階ごとの職員数（平成31年4月1日現在）

級別職務分類表

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	主事及び技師の職務	15人	10.8%	主事	13人	76人	54.7%	係員級
				技師	2人			
				計	15人			
2級	主査及び技査の職務	21人	15.1%	主査	20人	76人	54.7%	係員級
				技査	1人			
				計	21人			
3級	主幹及び技幹の職務	40人	28.8%	主幹	34人	76人	54.7%	係員級
				技幹	6人			
				計	40人			
4級	困難な業務を分掌する係長、主任、所長及び市民館長の職務	23人	16.5%	係長	19人	23人	16.5%	係長級
				主任	2人			
				所長	1人			
				市民館長	1人			
				計	23人			
5級	課長補佐、自動車道推進室長、図書館長、女性の家館長、少年育成センター所長、議会事務局次長及び農業委員会事務局次長の職務	23人	16.5%	課長補佐	18人	23人	16.5%	課長補佐級
				議会事務局次長	2人			
				農業委員会事務局次長	1人			
				少年育成センター所長	1人			
				自動車道推進室長	1人			
				計	23人			
6級	参事、会計管理者、課長、福祉事務所長、教育委員会事務局の教育次長及び課長、議会事務局長、選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長及び農業委員会事務局長の職務	17人	12.3%	課長	10人	17人	12.3%	課長級
				参事	1人			
				会計管理者	1人			
				福祉事務所長	1人			
				教育次長	1人			
				議会事務局長	1人			
				選挙管理委員会事務局長	1人			
				監査委員事務局長	1人			
				計	17人			
合計		139人	100.0%					

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

平成30年4月2日から平成31年4月1日 までにおける運用	安芸市		国	
	管理職員	一般職員	特定管理 職員	一般職員
イ 人事評価を実施した	○	○	○	○
標準に加え、上位及び下位の区分も適用			○	○
標準に加え、上位の区分も適用	○	○		
標準に加え、下位の区分も適用				
標準の区分のみ適用				
ロ 人事評価を実施していない				

4 職員手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

安芸市	高知県	国
1人当たり平均支給額 (平成30年度普通会計決算) 1,409千円	1人当たり平均支給額 (平成30年度決算) 1,569千円	—
(平成30年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 6月期 1.225月 0.9月 (0.65月) (0.425月) 12月期 1.375月 0.95月 (0.8月) (0.475月) 計 2.6月 1.85月 (1.45月) (0.9月)	(平成30年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 6月期 1.2月 0.775月 (0.64月) (0.385月) 12月期 1.35月 0.825月 (0.735月) (0.415月) 計 2.55月 1.6月 (1.375月) (0.8月)	(平成30年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 6月期 1.225月 0.9月 (0.65月) (0.425月) 12月期 1.375月 0.95月 (0.8月) (0.475月) 計 2.6月 1.85月 (1.45月) (0.9月)
(加算措置の状況) 役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 役職加算 5～20% 管理職加算 10～20%	(加算措置の状況) 役職加算 5～20% 管理職加算 10～25%

(注) () 内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況（一般行政職）

勤勉手当への勤務実績の反映については、平成28年12月から実施しており、勤務成績は、「特に優秀」、「優秀」、「良好」、「良好でない」の4段階の区分である。

○勤勉手当への勤務成績の反映状況（一般行政職）

平成30年度中における運用	安芸市		国	
	管理職員	一般職員	特定管理職員	一般職員
イ 人事評価を実施した	○	○	○	○
標準に加え、上位及び下位の成績率も適用			○	○
標準に加え、上位の成績率も適用	○	○		
標準に加え、下位の成績率も適用				
標準の成績率のみ適用				
ロ 人事評価を実施していない				

(2) 退職手当（平成31年4月1日現在）

安 芸 市	県	国
（支給率） 自己都合 勸奨・定年 勤続20年 19.6695月分 24.586875月分 勤続25年 28.0395月分 33.27075月分 勤続35年 39.7575月分 47.709月分 最高限度額 47.709月分 47.709月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 2～20%加算 <参考>平成30年度の1人当たり 平均支給額 勸奨・定年 20,551千円 自己都合 1,475千円	（支給率） 安芸市と同じ その他の加算措置 安芸市と同じ	（支給率） 安芸市と同じ その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 （応募認定退職 2～45%加算）

(3) 特殊勤務手当（平成31年4月1日現在）

支給実績（平成30年度普通会計決算）		2,833千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（ 〃 ）		86千円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（ 〃 ）		13.2%		
手当の種類（手当数）		7手当		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象	支給実績 （30年度決算）	左記職員に 対する支給単価
行路病人・行路 死亡人取扱手当	行路病人の取扱に従事した 職員 行路死亡人の取扱に従事した 職員	福祉事務所	0千円	1件1,000円 1件2,000円
危険手当	重度の感染症患者又は重度 の感染症の疑いのある患者 の指導、救護、移送又は場所 等に対する防疫作業に従事 した職員	福祉事務所	0千円	日額1,000円

災害等危険手当	市長が必要と認めた災害業務に従事した職員	全職員	0千円	1災害1,000円
犬、猫死体処理手当	犬、猫の死体処理に従事した職員	環境課	35千円	1件300円
消防業務手当	安芸市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第5条規定により勤務を命ぜられている消防職員	消防	706千円	月額2,000円
夜間業務手当	消防職員で深夜に通信、望楼、受付等の業務に従事した職員	消防	1,672千円	1時間650円
高度救急手当	救急救命士として業務に従事した職員	消防	420千円	月額3,000円

(注) 1 支給職員1人当たり平均支給年額は、平成30年度普通会計決算額を平成30年4月分給与で特殊勤務手当の支給を受けた職員数で除した額。

2 職員全体に占める手当支給職員の割合は、平成30年4月分給与で特殊勤務手当の支給を受けた職員数を普通会計職員数で除した割合。

(4) 時間外・休日勤務手当

支給実績（平成30年度普通会計決算）	87,865千円
職員1人当たり平均支給年額（ 〃 ）	389千円
支給実績（平成29年度普通会計決算）	68,443千円
職員1人当たり平均支給年額（ 〃 ）	297千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（30年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）である。

(5) その他の手当（平成31年4月1日現在）

手当の名称	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（平成30年度）	支給職員1人当たり平均支給年額（平成30年度）
扶養手当	子 10,000円 子以外 6,500円 扶養親族のうち満15歳に達する日以後の年度初めから満22歳に達する日以後の年度末まで子1人につき 5,000円加算	同	—	25,771千円 (120人)	215千円
住居手当	借家・借間居住者 家賃が23,000円以下のとき 家賃額-12,000円 家賃が23,000円超のとき 最高支給限度額27,000円	同	—	17,158千円 (61人)	282千円

手当の名称	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成30年度)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成30年度)
通勤手当	交通機関利用者 運賃相当額55,000円/月以下 交通用具使用者 5km未満 2,000円 5km以上10km未満 4,200円 以降 40km未満まで5kmごとに 2,900円加算 40km以上45km未満 24,400円 45km以上50km未満 26,200円 50km以上 28,000円	異	交通用具使用者 国は、 ・50km以上 55km未満 ・55km以上 60km未満 ・60km以上 の規程あり	8,751千円 (128人)	69千円
管理職手当	管理職(課長級)の職員に対して給料月額100分の10を超えない額を支給 職務の級 6級 管理職手当の額 41,000円(定額)	異	管理又は監督の地位にある職員に対して職務の級における最高号級の給料月額100分の25を超えない範囲で、人事院規則で定める額を支給	10,174千円 (21人)	485千円

(注) 支給実績は、平成30年度普通会計決算額。同欄()内の人数は、平成30年4月1日現在の支給職員数(『平成30年度給与実態調査』)。

5 特別職の報酬等の状況(平成31年4月1日現在)

区分		給料月額等		
給料	市長	731,000円	(参考)類似団体における最高/最低額	
	副市長		950,000円/259,000円	
報酬	教育長	622,000円	772,000円/483,000円	
	議長	570,000円	—	
	副議長	385,000円	545,000円/230,000円	
期末手当	議長	335,000円	474,000円/200,000円	
	副議長	315,000円	442,000円/180,000円	
	議員			
退職手当	市長	(平成30年度支給割合)		
	副市長	6月期:1.45月分		
退職手当	教育長	12月期:1.65月分		
	議長	計 3.10月分		
退職手当	副議長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	議員	給料月額×425/100×在職年数	12,427,000円	任期ごと
退職手当	市長	給料月額×306/100×在職年数	7,613,280円	任期ごと
	副市長	給料月額×229.5/100×在職年数	3,924,450円	任期ごと
退職手当	教育長			
退職手当	備考			

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(市長及び副市長は4年=48月、教育長は3年=36月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

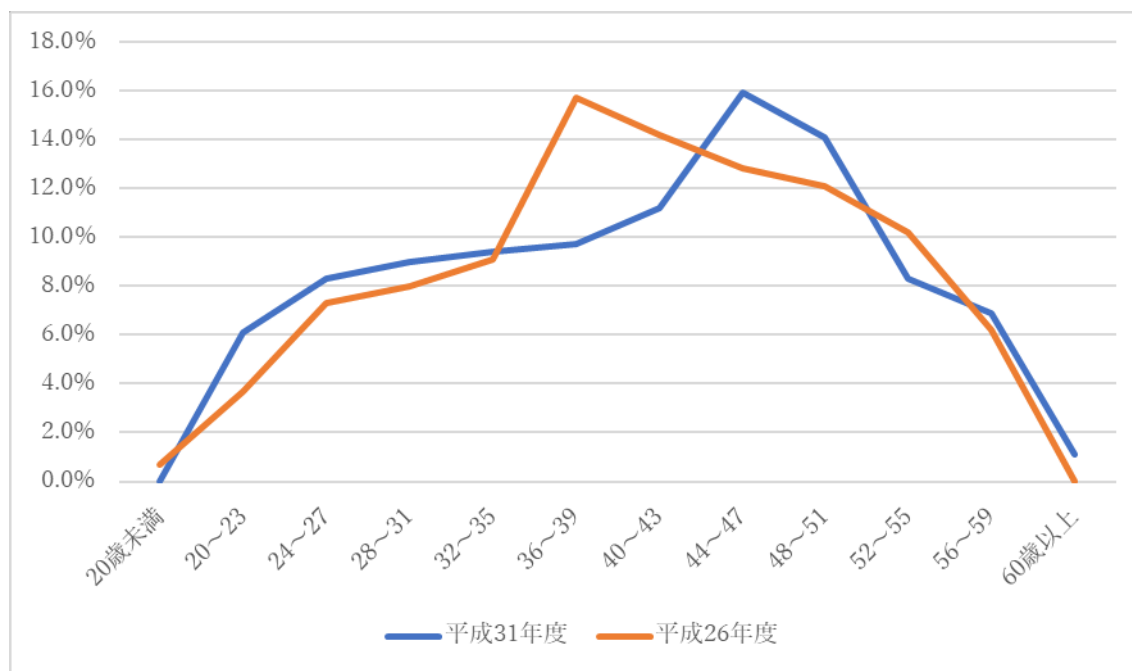
部 門		区 分	職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
			平成30年	平成31年		
普通 会計 部門	一 般 行 政 部 門	議 会	4	4		
		総 務	42	44	2	電算業務強化及び新庁舎建設に伴う増 休職者対応の解消による減 休職者対応による増
		税 務	15	14	△1	
		農 林 水 産	15	16	1	
		商 工	5	5		
土 木		22	21	△1	退職者不補充による減	
民 生		70	69	△1	採用試験実施後の退職申出による減	
衛 生	18	18				
	計	191	191		<参考> 人口1万人当たり職員数 109.61人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 77.60人)	
	教育部門	20	20			
	消防部門	39	41	2	研修職員（新採）の増	
	小 計	250	252	2	<参考> 人口1万人当たり職員数 144.61人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 100.63人)	
公 営 企 業 会 計 部 門 等	水 道	7	7		退職不補充への対応による増	
	下 水	3	4			
	国 保 等	14	14			
	小 計	24	25			
合 計		274 [300]	277 [300]	3	<参考> 人口1万人当たり職員数 158.96人	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数。(職員組合専従職員(1名)を含む。)

2 []内は、条例定数の合計である。

3 人口1万人当たりの職員数は、平成31年4月1日現在の職員数を平成31年1月1日現在の住民基本台帳人口17,426人で除した数値。

(2) 年齢別職員構成の状況（平成31年4月1日現在）



（単位：人・％）

区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
	平成31年度	0人 0.0%	17人 6.1%	23人 8.3%	25人 9.0%	26人 9.4%	27人 9.7%	31人 11.2%	44人 15.9%	39人 14.1%	23人 8.3%	19人 6.9%	
平成26年度	2人 0.7%	10人 3.7%	20人 7.3%	22人 8.0%	25人 9.1%	43人 15.7%	39人 14.2%	35人 12.8%	33人 12.1%	28人 10.2%	17人 6.2%	0人 0.0%	274人 100%

（注） 各年度とも、上段は人数、下段は職員総数に占める構成比。

(3) 職員数の推移

（単位：人・％）

職 種	年 度						過去5年間の増減数（率）
	26年	27年	28年	29年	30年	31年	
一般行政	188	190	191	192	191	191	3 (1.6%)
教育	26	24	21	20	20	20	△6 (△23.1%)
消防	38	38	39	40	39	41	3 (7.9%)
普通会計計	252	252	251	252	250	252	0 (0.0%)
公営企業等会計計	23	24	24	24	24	25	2 (8.7%)
合 計	275	276	275	276	274	277	2 (0.7%)

（注） 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

①職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 29年度の総費用に占める 職員給与費比率
30年度	千円 270,568	千円 26,386	千円 34,664	千円 12.8%	15.8%

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
30年度	7人	千円 25,421	千円 2,904	千円 6,339	千円 34,664	千円 4,952

- (注) 1 職員手当には退職給与金(退職手当の積立留保金)を含まない。
2 職員数は、平成30年4月1日現在の人数である。

イ 特記事項

②職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均月収額
安芸市	41.4歳	302,629円	407,850円
団体平均	— 歳	— 円	— 円
事業者	— 歳		— 円

- (注) 1 平均年齢は、平成30年4月1日現在。
2 平均月収額は、平成30年度決算における職員給与費総額(期末・勤勉手当等含む)から通勤手当(非課税)を除いた額を、職員数及び12ヶ月で除した額。

③職員手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

安 芸 市
1人当たり平均支給額(30年度決算) 906千円 (平成30年度支給割合) 一般職と同じ
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 一般職と同じ

イ 退職手当(平成31年4月1日現在)

安 芸 市
(支給率)自己都合 勸奨・定年 一般職と同じ

ウ 特殊勤務手当

支給実績（平成30年度決算）		なし		
支給職員1人当たり平均支給年額（＼）		－ 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（％）		－ ％		
支給対象手当の種類（手当数）		1		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （30年度）	左記職員に対する 支給単価
災害危険手当	市長が必要と認めた 災害業務に従事した 職員	全職員	－ 千円	1災害1,000円

エ 時間外・休日勤務手当

支給実績（平成30年度決算）	567千円
職員1人当たり平均支給年額（平成30年度決算）	95千円
支給実績（平成29年度決算）	998千円
職員1人当たり平均支給年額（平成29年度決算）	166千円

（注）職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（30年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）である。

オ その他の手当

手当名	内容及び支給単価	支給実績 （30年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額 （30年度決算）
扶養手当	一般行政職と同じ	858千円	286千円
住居手当		582千円	291千円
通勤手当		405千円	81千円
管理職手当		492千円	492千円

第3章 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況（平成31年4月1日現在）

1 勤務時間

(1) 勤務時間

職員の勤務時間については、条例及び規則により、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり38時間45分としており、公務運営上の事情により特別の形態によって勤務する必要のある職員を除き、その勤務時間は月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分としている。

また、一般的な職員の勤務時間は、午前8時30分から午後5時15分までとなっており、休憩時間は午後0時から午後1時までとなっている。

(2) 週休日及び休日

週休日とは、勤務時間を割り振らない日をいい、原則として毎週土曜日及び日曜日が週休日となっている。

休日とは、正規の勤務時間において勤務を要しない日をいい、国民の祝日に関する法律に規定する休日又は年末年始の休日（12月29日から1月3日までの日。国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）をいう。

2 休 暇

(1) 年次有給休暇

1年ごとに付与する休暇で、その日数は1年において20日となっており、1日又は1時間単位で取得することができる。（時間単位で取得した場合は、7時間45分で1日に換算している。）

また、当該年の翌年に20日を超えない範囲内の残日数を繰り越しすることができる。

(2) 病気休暇

職員が負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合の休暇。

ア 公務によらない結核性疾患 1年以内

イ その他の私傷病 引き続き90日以内

(3) 特別休暇

選挙権の行使、結婚、出産、交通機関の事故その他の特別な事由により、職員が勤務しないことが相当である場合の休暇

(4) 介護休暇

職員が、配偶者、父母、子、配偶者の父母などで、負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障がある者の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合の休暇。連続する6ヶ月の期間内において、1日又は1時間単位で取得することができる（無給）。

(5) 介護時間

職員が要介護者の介護をするため、1日の勤務時間の一部を勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇。要介護者の各々が介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間内において、1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間について取得することができる（無給）。

(6) 組合休暇

職員が任命権者の許可を得て、正規の勤務時間中に登録された職員団体の業務又は活動に従事する場合の休暇。1年につき、30日を越えない範囲で、1日又は1時間単位で取得することができる（無給）。

3 育児休業等

(1) 育児休業

職員が、任命権者の承認を受けて、職員の子を養育するため、その子が3歳に達する日まで休業することができる制度（無給）。

(2) 育児短時間勤務

職員が、任命権者の承認を受けて、職員の小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、その子が小学校就学の始期に達する日まで、職員が希望する日及び時間帯において勤務することができる制度（無給）。

(3) 部分休業

職員は、任命権者の承認を受けて、職員の小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、その子が小学校就学の始期に達する日まで、1日の勤務時間の始め又は終わりにおいて1日を通じて2時間を超えない範囲で部分休業をすることができる制度。職員の託児の態様、通勤の状況等から必要とされる時間について、30分単位で取得できる（無給）。

(4) 配偶者同行休業

職員が、外国で勤務等をする配偶者と外国において生活を共にするための休業制度。3年を超えない範囲内で取得できる（無給）。

4 職員のサービスの状況

(1) 年次休暇の取得状況

平成30年中（1～12月）の職員の年次休暇の取得状況は次のとおり。

職 種	平均取得日数
一般職	9.4日
保 育	6.2日
消 防	16.6日

(2) 育児休業・部分休業・介護休暇の取得状況

① 育児休業

平成30年度中に新たに育児休業を取得した職員の取得状況は次のとおり。（単位：人）

区 分	育児休業 取得者数	育児休業承認期間						
		3月以下	3月超え 6月以下	6月超え 1年以下	1年超え 1 年6月以下	1年6月超 え2年以下	2年超え 2 年6月以下	2年6月 超え
男性職員	0	0	0	0	0	0	0	0
女性職員	3	0	0	1	2	0	0	0
計	3	0	0	1	2	0	0	0

②部分休業

平成 30 年度中に新たに部分休業を取得した職員の取得状況は次のとおり。（単位：人）

区 分	部分休業 取得者数	部分休業承認期間						
		3 月以下	3 月超え 6 月以下	6 月超え 1 年以下	1 年超え 1 年 6 月以下	1 年 6 月超 え 2 年以下	2 年超え 2 年 6 月以下	2 年 6 月 超え
男性職員	0	0	0	0	0	0	0	0
女性職員	0	0	0	0	0	0	0	0
計	0	0	0	0	0	0	0	0

③介護休暇

平成 30 年度中に新たに介護休暇を取得した職員の取得状況は次のとおり。（単位：人）

区 分	介護休暇 取得者数	介護休暇承認期間						
		配偶者	父母	子	配偶者の 父母	祖父母	兄弟姉妹	孫
男性職員	0	0	0	0	0	0	0	0
女性職員	0	0	0	0	0	0	0	0
計	0	0	0	0	0	0	0	0

区 分	介護休暇 取得者数	介護休暇承認期間					
		1 月以下	1 月超え 2 月以下	2 月超え 3 月以下	3 月超え 4 月以下	4 月超え 5 月以下	5 月超え
男性職員	0	0	0	0	0	0	0
女性職員	0	0	0	0	0	0	0
計	0	0	0	0	0	0	0

(3) 営利企業従事許可の状況

職員は、任命権者の許可を受けなければ、営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員その他これらに準ずる職を兼ね、若しくは自ら営利を目的とする私企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事してはならない（地方公務員法第 38 条）とされているが、①職責遂行に支障を及ぼすおそれがある場合や ②その営利企業が、職員の勤務する機関と密接な関係にあって、不当な結果を生ずるおそれがある場合などを除いて、従事を許可することができる。

○平成 30 年度の営利企業従事許可の件数

区 分	件 数	延べ人数
営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員その他これらに準ずる職を兼ねる場合	0	0
自ら営利を目的とする私企業を営む場合	0	0
報酬を得て、何らかの事業又は事務に従事する場合	5	21

5 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分

分限処分とは、一定の事由がある場合に、職員の意に反する不利益な身分上の変動をもたらす処分をいい、その処分としては、降任、免職、休職等がある。

○平成 30 年度の分限処分の状況

処分事由	降任	免職	休職	合計
成績不良の場合	0	0	0	0
心身の故障の場合	0	0	8人 (35人)	8人 (35人)
適格性の欠如の場合	0	0	0	0
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	0	0	0	0
刑事事件に関し起訴された場合	0	0	0	0
学術に関する事項の調査、研究又は指導に従事する場合	0	0	0	0
水難、火災その他の災害により、生死不明又は所在不明となった場合	0	0	0	0
合 計	0	0	8人 (35人)	8人 (35人)

(注) 上段は実人数。()内は、休職に付されている者の休職期間が更新された場合に、その都度新たな処分が行われたものとみなして計上した延べ人数。

(2) 懲戒処分

懲戒処分とは、職員の一定の義務違反に対する道義的責任を問うことにより、公務における規律と秩序を維持することを目的とする処分をいい、その処分として戒告、減給、停職、免職があります。

○平成 30 年度の懲戒処分の状況

	懲 戒 処 分				計
	戒 告	減 給	停 職	免 職	
本 庁	0	0	0	0	0
消 防	0	0	0	0	0
保 育	0	0	0	0	0
合 計	0	0	0	0	0

6 職員の研修の状況

(1) 研修の状況

研修は、職員が現在就いている職及び将来就くことが予想される職位の職務と責任の遂行に必要な知識技能等を修得させ、職員の資質向上と勤務能率の発揮及び増進を図ることを目的として実施している。

○平成 30 年度に実施した研修の実績

研修区分	研修名	主催	受講者数(人)		
庁内	会計事務/GIS/メンタルヘルス/ワークライフバランス/ハラスメント防止/例規システム操作/ファイリング ほか	総務課/会計課 ほか	288 人		
外部 研修機関	階層別研修(新採/採用2年目/採用5年目/採用10年目/新任係長/新任課長補佐/新任課長)	こうち人づくり広域連合	143 人		
	先進事例研修セミナー～市町村職員はここまでできる～/地域力創造/チーム力向上/タイムマネジメント/契約事務基礎/民法/自治体法務入門/住民満足度アップのための接遇/行財政問題研究/起案文書作成基礎/コーチング/基礎から学ぶ複式簿記/決算書の見方/OJTの進め方/政策法務入門/クレーム対応力向上/リスクマネジメント/滞納整理事務/BCPの点検と実務/地方自治法/地方公会計制度(基礎)/政策研究共同事業/会計年度任用職員制度/パソコン集合/eラーニング				
	農山漁村地域の活性化/障がい者福祉施策/監査事務/政策の企画立案能力の向上			市町村アカデミー	4 人
	避難行動要支援者対策/介護保険事務～制度と運用～/女性リーダーのためのマネジメント/生涯学習によるまちづくりを考える			全国市町村国際文化研究所	4 人
	基礎からわかる家屋評価の仕組みと評価計算/住民税の課税実務/小規模非木造家屋の評価演習/出納事務の合理的運用実務			日本経営協会	4 人
	その他の外部研修			—	32 人

(注) 受講者数は延べ人数。

7 職員の福祉の状況

職員の安全と健康を確保し、快適な環境を形成するために、労働安全衛生に取り組んでいるほか、人間ドックや成人病健診などを実施している。

(1) 労働安全衛生管理体制

安芸市労働安全衛生委員会を設置し、職場巡視等の活動により、労働災害を未然に防ぎ安全で働きやすい職場づくりを進めている。

(2) 健康診断の実施状況 (○印：実施)

	実施状況
定期健康診断	○
ガン検診	○
人間ドック	○

(3) 互助会制度（平成 30 年度決算）

	市長部局等	公営企業会計等	計
会 員 数	266 人	7 人	273 人
市の負担金支出額	5,652 千円	139 千円	5,791 千円
会員掛金額	5,652 千円	139 千円	5,791 千円

- (注) 1 公営企業会計等は、上水道事業に従事する職員。
2 会員数は、平成 31 年 3 月 31 日現在。

(4) 公務災害の発生状況（平成 30 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日）

公務（通勤）災害認定件数	2（0）件
--------------	-------

- (注) （ ）は、公務のうち通勤に係る件数。

8 職員の利益の保護の状況

(1) 勤務条件に関する措置の要求の状況（高知県人事委員会）

業務の状況	平成 30 年度
職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求を審査・判定のうえ、必要な措置をとること	0 件

(2) 不利益処分に関する不服申し立ての状況（高知県人事委員会）

業務の状況	平成 30 年度
職員に対する不利益な処分についての不服申し立てに対する採決又は決定をすること	0 件

9 職員の退職管理に関する状況

平成 30 年度に安芸市を離職した管理職員の再就職の状況は、次のとおりです。

	退職者数 （管理職員）	再就職に係る 届出の提出者数	届出者のうち 営利企業等に 就職した者
平成 30 年度 退 職 者	3 人	0 人	0 人